

おやこ保健課の保有するAEDの貸出に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の救命救急がより効果的に行われる環境を整備するため、おやこ保健課が保有する自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出し（以下「貸出し」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「市民」とは、市内に在住、在勤又は在学する者をいう。

(貸出しの要件)

第3条 この要綱により貸出しを行う場合は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合にはこの限りではない。

- (1) 複数の市民が集まる非営利の活動（地域におけるイベント、集会、市民を支援する関係機関及び事業者が行うイベント等）であること。
- (2) 活動を行おうとする会場にAEDがないこと。
- (3) AEDの操作方法についての講習を受けた者がいること。

(費用)

第4条 貸出しの費用は無料とする。

(申込み)

第5条 貸出しを受けようとする者は、おやこ保健課にAED貸出申込書（様式1）を提出しなければならない。なお、貸出しは申込み順とし、貸出しを受ける日の6ヶ月前から予約を受付けることができる。

(貸出しの決定)

第6条 市長は、前条のAED貸出申込書の提出があったときは、当該活動が第3条の規定に基づき審査し貸出の決定をし、その結果を口頭もしくは文書で申込者に通知するものとする。

(貸出しの期間と台数)

第7条 貸出しの期間は活動（集会、イベント等）の期間とし、台数は原則として1台とする。

(貸出を受けた者の注意義務)

第8条 第6条の規定により貸出しの決定を受けた者は注意をもって使用し、もしこれを著しくき損し、亡失した場合には、実費相当額を弁償するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、AEDの貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成19年12月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

(様式1)

AED貸出申込書

年 月 日

豊中市長様

住 所
所 属
担当者名
電 話

次のとおり、貴市が保有するAEDの貸出しを申し込みます。

なお、善良な管理者の注意をもって当該AEDを使用し、所定の期日内に速やかに市長に返還するとともに、自らの責めに帰すべき事由により、当該AEDを汚損し、又は滅失し、若しくは亡失したときは、原状を回復し、又は賠償する責を負います。

希 望	台数	台
	引渡日	年 月 日
	返却日	年 月 日
A E D を 備 え た い 活 動	事業名	
	事業目的・概要	
	参加市民数（予定）	人
	実施日	年 月 日 ～ 年 月 日
	実施場所	施設名 AEDの有無 有 ・ 無
	事業の主催者 ※申込者と同じ場 合は記入不要	住 所 所 属 代表者名
職 員 記 入 欄	申込書受取日	年 月 日 印
	貸出番号	
	引渡日	年 月 日 印
	返却日	年 月 日 印

